

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和53年1月に、義母の勧めにより国民年金の任意加入手続を市役所で行った。その際、現在所持しているオレンジ色の年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料は、私が、納付書により市役所で納付したが、納付した時期及び保険料の金額については憶<sup>おぼ</sup>えていない。

自ら国民年金の任意加入手続を行ったにもかかわらず、国民年金保険料を3か月間、納付しなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に、義母の勧めにより国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により市役所で納付したと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月と推認される上、申立人が所持している年金手帳、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録の全てにおいて、申立人の任意加入被保険者の資格取得日は、同年1月12日であることが確認できることから、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入していることから、加入当初の3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然

である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月1日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月頃から45年1月頃まで  
申立期間にA社にB職として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年3月5日から同年12月26日までの期間について、雇用保険の記録並びに事業主が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該失業保険被保険者資格取得確認通知書において確認できた同僚のうち、申立人と同じB職であったと回答した全ての者がA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、上記の者を除く当該失業保険被保険者資格取得確認通知書において申立期間に同資格を取得しているほぼ全ての者がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

なお、オンライン記録により、多くの者が失業保険被保険者資格の取得月の翌月の初日又は第1月曜日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 5 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上述のとおり、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、多くの者が失業保険被保険者資格の取得月の翌月の初日又は第 1 月曜日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月頃から 44 年 3 月 5 日までの期間及び同年 12 月 26 日から 45 年 1 月頃までの期間について、雇用保険の記録並びに上記の失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書においては、申立人が当該期間に勤務していたことが確認できない上、申立人を記憶している複数の同僚も申立人の勤務期間を記憶していない。

このほか、当該期間に係る勤務実態並びに昭和 43 年 10 月頃から 44 年 4 月 1 日までの期間及び同年 12 月 26 日から 45 年 1 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月頃から 44 年 4 月 1 日までの期間及び同年 12 月 26 日から 45 年 1 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記の失業保険被保険者資格取得確認通知書の賃金月額 4 万円は、当時の標準報酬月額 3 万 9,000 円に相当することから、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年1月1日から19年1月1日までの標準報酬月額記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日及び同年12月10日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年1月1日から19年1月1日まで  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月10日  
⑦ 平成18年8月10日  
⑧ 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、給与支払明細書で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額と比べて低く記録されている。

また、申立期間②から⑧までについて、賞与支払明細書及び報奨金支払明細書により、賞与又は報奨金が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑧までの標

準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年1月及び同年7月から18年12月までに係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる支給額から、また、申立人の給与支払明細書が無い15年2月から同年6月までに係る標準報酬月額については、その前後の給与支払明細書により推認できる支給額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記の給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書及び報奨金支払明細書において確認できる保険料控除額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②から⑧までの標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社の社会保険事務を行っていた社会保険労務士事務所が、「申立人への賞与支給について、事業所から報告を受けていないため、賞与支払届は提出していない。」と回答していることから、当該届は社会保険事務所に提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与から控除された保険料額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 15 年 1 月から同年 7 月まで	30 万円
平成 15 年 8 月から 16 年 7 月まで	32 万円
平成 16 年 8 月から 17 年 7 月まで	34 万円
平成 17 年 8 月から 18 年 7 月まで	36 万円
平成 18 年 8 月から同年 12 月まで	38 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 12 月 10 日	28 万 8,000 円
平成 16 年 8 月 10 日	43 万 1,000 円
平成 16 年 12 月 10 日	29 万円
平成 17 年 8 月 10 日	40 万 2,000 円
平成 17 年 12 月 10 日	33 万 9,000 円
平成 18 年 8 月 10 日	27 万円
平成 18 年 12 月 10 日	24 万 8,000 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月1日から49年3月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を48年3月1日に、同資格の喪失日に係る記録を49年3月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から49年3月10日まで

私は、申立期間にA社に正社員の事務員として勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

昭和49年3月分給料袋及び退職時に会社などからもらった複数の御祝儀袋を提出するので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述、申立人所持の資料及び申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、申立人は正社員で事務員だったと供述しており、当時の社会保険及び給与計算業務の担当だったとする者は、事務員は正社員として厚生年金保険の被保険者となっていたと供述している上、申立人と同じ業務の事務員だったとする同僚は、「当時、同じ業務の女性の事務員は、私と申立人の二人のみだった。申立人の勤務時間や業務内容は私と同じであった。」と供述しているところ、当該同僚には、A社における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が、申立期間及び申立期間前後に事務員であったと記憶している同僚全てに、A社における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することから、同社は、事務員のほぼ全ての者を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

なお、上述の申立人と同じ業務の同僚を含む複数の事務員であった同僚について、その記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日について検証したところ、厚生年金保険への加入は、入社からほぼ3か月後となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月1日から49年3月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年12月1日から48年3月1日までの期間については、上述のとおり、A社では、事務員については、一定期間経過後、厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和48年3月1日から49年3月10日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の供述及び申立人と同じ業務の事務員であった同僚の資格取得直後の定時決定における標準報酬月額から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無いため不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後において、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年9月1日から平成10年6月25日まで  
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正処理されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年6月25日）より後の平成10年11月5日付けで、昭和59年9月から60年9月までは4万5,000円、同年10月から平成元年11月までは6万8,000円、同年12月から6年10月までは8万円、同年11月から10年5月までは9万2,000円に引き下げられている上、申立人のほか二人の標準報酬月額も同様に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人が、同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「同社の代表取締役が自身の名義であることは、全く知らなかった。経営等にも一切関与しておらず、標準報酬月額の訂正についても知らなかった。」と供述しているところ、同社の元取締役が、「申立人は、名義だけの代表取締役であり、経営に関する権限は持っていなかった。会社の代表者印の管理及び事務処理は、ほかの取締役が全て一人で行っていた。申立人は、社会保険の手続等にも関与しておらず、社会保険の滞納についても知らなかったと思う。」と供述してい

ることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 15 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和29年4月1日に入社し、平成2年5月31日に退職するまで、支店間の異動はあったものの退職することなく継続して勤務していた。しかし、同社C支店から同社D支店に異動になった申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人の人事異動に伴うA社各支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日が、B社保管の人事表の発令日の属する月の翌月1日となっているところ、当該人事表における申立期間に係る発令日が昭和37年7月5日となっていることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から同社C事業所に転勤となった時期である。同社には継続して勤務しているため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が「申立人が申立期間当時、同社に在籍していた。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録及び同社が保管していた個人カード（労働者名簿）から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年3月25日に同社D事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保

険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から同社C事業所に転勤となった時期である。同社には継続して勤務しているため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が「申立人が申立期間当時、同社に在籍していた。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録及び同社が保管していた退職者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年3月25日に同社D事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保

険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年12月13日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月13日  
② 平成17年12月14日

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、給料支払明細書における保険料控除額から、58万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成 17 年 12 月 29 日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社から支払われた賞与のうち、給与明細書を所持している申立期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。  
調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人所持の給与明細書（15 年 12 月度（賞与））から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和32年8月10日、資格喪失日は34年1月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和32年8月から33年7月までは7,000円、同年8月から同年12月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年8月10日から34年1月5日まで  
私は、A社に昭和32年8月10日に入社し、34年1月4日まで、B社内にあったA社の事業所で、C業務やD業務等の仕事を行っていた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の出身地についての申立人の記憶と複数の元従業員の記憶が一致すること、及び申立人の同社の業務内容に係る具体的な供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和32年8月10日、資格喪失日は34年1月5日）が確認できる。

さらに、A社に係る上記事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚全てが同社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前記の統合されていない被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和32年8月10日に被保険者資格を取得し、34年1月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務

所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前記の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和32年8月から33年7月までは7,000円、同年8月から同年12月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月15日に訂正し、同年4月の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで  
申立期間は、A社B支店から同社C支店に異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管していた申立人に係る社員名簿により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和40年4月15日に同社B支店から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の資格取得時に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、33万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、平成13年9月1日から16年1月15日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、33万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8870

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成4年1月31日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社が保管する人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和61年8月1日に、同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 51 年 5 月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 48 年\*月頃に、私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、両親から、保険料の納付場所や保険料額等の具体的なことは聞いていないが、私が結婚した昭和 51 年 6 月の前月まで両親が納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和 48 年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚した 51 年 6 月の前月まで、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその両親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金の加入手続時期については、オンライン記録における申立人の被保険者資格の取得処理日から、平成 21 年 10 月頃と推認できること、ii) 当該推認される加入手続時期以前において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7209（事案 3443、4159、5632 及び 7126 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料及び同年 3 月から 51 年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 6 月 1 日に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、その 2、3 か月後から国民年金保険料の納付を開始し、加入手続時点までの保険料も遡って納付していた。

また、私は、昭和 52 年 1 月 25 日に付加保険料納付の申出を行い、50 年 3 月から既に付加保険料を納付していた私の妻に合わせて、当該時期まで遡って私の付加保険料を納付したはずである。

私の所持する年金手帳に、私が昭和 49 年 6 月 1 日から国民年金被保険者資格を取得していることが記載されているのは、私が同年同月に国民年金の加入手続を行い、その時点からの国民年金保険料を納付していたからであるので、払い出されていたはずの私の 19 万番台の国民年金手帳記号番号は、行政機関が記載漏れをしたので当該番号が無いのだと思っている。

これまで数回にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかったため、新たな資料及び証言は無いが、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納となっていることに納得できないため、再度申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで 4 回にわたり年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認 B 地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 12 月に払い出されており、資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入被保険者期間の初日まで遡ることから、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の始期を特定するもので

はないこと、ii) 申立人の所持する年金手帳から、申立人の付加保険料納付の申出時期は、52年1月となっていることが確認でき、制度上、付加保険料の納付は、申出をした月より前に遡って納付することはできないこと、iii) 申立人が国民年金の加入手続を行ったとする49年に申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所(当時)において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、19万番台の手帳記号番号が付番された国民年金被保険者についても調査したが、申立人の氏名は見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年3月10日付け、同年8月11日付け、23年6月8日付け及び25年10月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言や新たな資料を得ることはできず、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認B地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7210

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

私が20歳になった昭和42年\*月頃、両親が、私の将来を考えて私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を集金人に納付してしてくれたと思う。

私は、母親から私の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがあり、同居していた私の義姉も、母親から私の保険料を納付していたことを聞いたことがあると述べていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年\*月頃、その両親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を集金人に納付してしてくれたと思うと主張しているが、申立人は自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその両親は既に他界している上、当該期間当時、申立人の母親から申立人の保険料を納付していたことを聞いたことがあると述べていたとするその義姉も、当該加入手続きや保険料の納付について何も承知していないと述べていることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和48年1月頃と推認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳における「被保険者となった日」は

「昭和 47 年 5 月 21 日」と記録されている上、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 5 月 21 日を国民年金被保険者資格取得日とされ、申立期間は未加入期間と記録されており、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、同一住所地に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日まで  
私は、昭和 39 年 1 月に A 社に入社し、途中、B 社（現在は、C 社）へ出向したが、44 年 9 月まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社し、後に B 社へ出向したが、申立期間も継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社及び C 社は、申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び出向等の事実について確認することができない旨回答している。

また、申立人が記憶する A 社における複数の同僚及び申立期間当時 B 社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における具体的な勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8872 (事案 5919 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 7 年 12 月 27 日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。申立期間における私の給料は月額 100 万円であり、事業主の私が社員全員の厚生年金保険料を納付していた。平成 7 年頃に保険料を滞納していたため、社会保険事務所(当時)から呼出しを受けた。その際に所長から「もし、保険料を納付することができない場合は、社員全員社会保険から脱退させざるを得ないかもしれない。」と通告された。当時、経営状況が悪かったため、保険料を納付できたかどうか覚えていないが、一方的に標準報酬月額を減額訂正したのは、納付できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと、申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな証拠書類等はないが、減額訂正に係る届出を行った記憶は無く、当時の社会保険事務所が一方的に標準報酬月額を引き下げたとしか考えられない。

再度、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 11 月までは 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(7 年 12 月 27 日)より後の 8 年 1 月 4 日付けで、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できるものの、同社の商業登記簿謄本により、申立人が代表取締役であったことが確認できること、申立人は、「平成 7 年頃に厚生年金保

険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼出しを受けた。その際に所長から『もし、保険料を納付することができない場合は、社員全員社会保険から脱退させざるを得ないかもしれない。』と通告された。当時、経営状況が悪かったため、保険料を納付できたかどうか覚えていない。」と述べており、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難いことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、23年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな証拠書類等はないが、減額訂正に係る届出を行った記憶は無く、当時の社会保険事務所が一方的に標準報酬月額を引き下げたとしか考えられないと主張している。

しかし、前回調査時の資料及び元社員の供述並びに今回調査した顧問税理士の回答からは、上記の申立人の主張を裏付けるような事情は確認できない。

また、申立人は、文書による意見陳述において、C社会保険事務所（当時）の所長に今回の件を聴取してほしいと主張しているが、同事務所は、「当時の被保険者に係る資料及び滞納処分票等の資料は残存しておらず、また、訂正等の経緯についても資料が無いため不明。」と回答している。

以上のとおり、改めてC社会保険事務所に訂正等の経緯について調査したものの、新たな資料を得ることができず、そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。